

Edy サービス利用約款

第 1 条（目的）

本約款は、楽天 KC 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する以下に定義するエディの取引について規定するもので、利用者の Edy に関する取引に本約款が適用されるものとします。

第 2 条（定義）

本約款において次の各号に掲げる用語の定義は、別途定義されない限り、当該各号に定めるところによります。

1. Edy カード

Edy カードとは、利用者が本約款に従ってエディを蓄積し利用するために必要な機能を備えた、ビットワレット株式会社（日本における電子マネーエディシステムの管理運営会社。以下「ビットワレット」といいます。）の認定する当社発行の非接触 IC カードをいいます。

2. エディ

ビットワレットの仕様により、貨幣価値を電子的方法で電子的情報に置き換え、Edy カードを媒体としてのみ蓄積、使用される円を単位とする電子的価値（電子マネー）で、当社が所定の方式で利用者に発行するもの。

3. 利用者

当社が発行する Edy カードの所有者で、当社が定める方法でエディを利用する方。

4. 加盟店

ビットワレット又はビットワレットと提携する企業とエディの取扱いに関する加盟店契約を締結し、エディの利用により、利用者に対して商品等の販売又は提供を行う事業者。

5. 商品等

利用者がエディの利用により購入又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等。

6. エディ端末

利用者がエディの利用により商品等の購入又は提供を受ける際に必要となる機器で、加盟店又はその指定する場所に設置されるエディの受入端末機器。

7. Edy チャージャー

利用者が本約款第 6 条によりエディを購入することのできる端末機器。Edy チャージャーの設置場所は、インターネットを介して公開するビットワレットのホームページに掲載されます。

8. パーソナルリーダー・ライター

利用者が、インターネットを介してエディを購入する際、又は、インターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金を加盟店に対しエディで支払う際に必要となる、Edy カード用の端末機器。

9. 提携会社

当社がビットワレットを通じて、Edy チャージャーによるエディの発行を委託する事業者。

10. 業務委託会社

本約款第 19 条記載の会社又はその承継会社。

第 3 条（Edy カードの提供）

1. Edy カードは当社が定める手続きにより当社から利用者に提供されるものとします。
利用者は、受領した Edy カードの利用について、本約款を遵守するものとします。
2. 利用者は、本規約上の地位を第三者に譲渡できず、また Edy カードを第三者に再貸与、譲渡、その他担保として提供することはできないものとします。

第 4 条（パーソナルリーダー・ライタの取扱）

1. 利用者は、インターネットを利用した取引においてエディの利用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライタを利用者の費用により入手するものとします。
2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、利用者が使用するコンピューター等（以下「パーソナルリーダー・ライタ接続コンピューター」といいます。）に当社が指定する方法で接続して使用するものとします。なお、コンピューターの種類によっては、パーソナルリーダー・ライタの接続ができない場合がありますので、事前にご確認ください。
3. 利用者は、パーソナルリーダー・ライタを、水濡れや高温になる環境に置かないものとするほか、本来の目的・用途以外には使用しないものとします。

第 5 条（エディの取扱）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的で Edy サービスを利用することはできず、かつ、営利目的にエディ、Edy サービス関連ツールを使用しないものとします。
2. 利用者が Edy カード 1 枚に蓄積することのできるエディの金額は、金 50,000 円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本約款に従い当社からエディを購入し、Edy カードに蓄積することができるものとします。
3. エディの未使用残高は、エディ店舗端末、パーソナルリーダー・ライタ接続コンピューター又は Edy チャージャーに表示される方法で確認できます。
4. 利用者は、エディ及び Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの破壊、分解又は解析等を行わず、如何なる理由があってもエディの複製を試みてはならず、かつ、かかる行為に加担・協力してはならないものとします。

第 6 条（エディの購入）

1. 利用者は、エディの購入を希望するときは、当社に対し所定の方法により申し込むものとします。なお、利用者が提携会社の Edy チャージャーにより購入の申し込みをする場合には、提携会社が定める手続きによるものとします。

2. 利用者のエディに係る売買契約は、エディが利用者の Edy カードに蓄積された時に成立するものとします。なお、1 回に購入できるエディの額は、第 5 条第 2 項の定めにかかわらず金 25,000 円相当を限度とし、かつ、当社所定の金額単位でのみ購入できるものとします。
3. 利用者が支払ったエディの購入代金は、利用者から当社に対し直接又は提携会社を通じて支払われるものとします。
4. エディは、当社又は提携会社所定の時間内に購入することができるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、エディ偽造等の安全管理その他やむを得ない事由等により、エディの販売が中止されることがあり、この場合は利用者は異議を述べないものとします。
5. 利用者が提携会社を通じてエディを購入し、本規約により発行された Edy カードに蓄積された場合にも、当該エディの使用等について本規約が適用されるものとします。

第 7 条（エディの使用）

1. 利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edy カードに蓄積されたエディを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができるものとします。ただし、当社又は加盟店がエディの利用ができないものとして指定した商品その他のお取引の代金支払にはご利用いただけません。
2. 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をエディで支払う場合は、当該加盟店がエディ端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、利用者は Edy カードをエディ端末の定められた部分に触れさせることにより同額のエディを移転させ、当該加盟店に対する当該代金を支払うものとします。この場合、商品等の代金額及び使用後のエディの残高は、エディ端末に表示されますので、利用者は、当該代金表示金額及びエディ残額表示金額に誤りのないことを確認するものとします。
3. 利用者が加盟店に商品等の代金をインターネットを通じてエディで支払う場合は、利用者はパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターの画面の指示に従い、Edy カードより商品等の代金額と同額のエディを移転させて、加盟店に当該代金を支払うものとします。
4. 前 2 項の場合、エディ端末又はパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターに支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy カードから加盟店のエディ端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディと同額の金銭を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。なお、エディ店舗端末にエディが不足している旨の表示がされた場合は、利用者は当該不足額について現金等で清算するものとします（インターネットでの利用においてエディに不足額が生じた場合には、エディによる購入はできません。）。
5. 当社は、利用者がエディにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、何等の責任も負わないものとします。

第 8 条（エディ使用後の取扱い）

1. 前条第 4 項のエディの移転後、利用者と加盟店の間のエディ移転の原因となる取引行為が無効、取消、解除等が生じた場合であっても、利用者は当社及び当該加盟店に対して当該エディの移転の取消、返還を求めることはできないものとします。この場合、利用者と当該加盟店との間の清算は、現金等により行われるものとします。
2. 利用者は当社及び当該加盟店に対して、理由又は名目のいかんを問わず、前項により当該エディが返還されないことに関してはいかなる請求も為し得ないものとします。

第 9 条（Edy サービス等の利用中止等）

1. 当社がつぎのいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなく Edy カード、パーソナルリーダー・ライター、及び、エディの利用を全面的に、あるいは部分的に中止又は停止することができるものとします。
 - ①Edy カードないしこれに蓄積されたエディ（利用者の保有か否かを問わない）が偽造又は変造されたもの、不正使用されたもの、あるいは、その疑いのある場合。
 - ②Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの破損又は電磁的影響その他の事由によるエディの破壊及び消失、あるいは、エディに関するシステムの故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由によるエディ端末の使用不能の場合。
 - ③エディに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりコンピューターシステムの全部又は一部を休止する場合。
 - ④利用者のエディ使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - ⑤利用者の Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - ⑥その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項の Edy カード、パーソナルリーダー・ライター、及び、エディの全部又は一部の利用中止等により、利用者に不利益ないし損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、Edy カードないしこれに蓄積されたエディが、偽造、変造されたものであることを知ったときは、Edy カードを利用してはならないものとします。この場合、利用者は当社に対してその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造された Edy カード又はエディを当社に提出するものとします。

第 10 条（Edy サービス関連ツールの紛失、盗難等）

Edy カード又はパーソナルリーダー・ライターの紛失、盗難等により、Edy カードに蓄積された未使用のエディに紛失又は第三者による不正使用等の損害が生じた場合でも、当社は責任を負わずすべて利用者の負担とします。

第 11 条（エディに生じた事故）

1. Edy カードに蓄積されたエディが、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該 Edy カードを直ちに当社に提出するものとします。
2. 当社は、前項の Edy カードに未使用のまま蓄積されたエディの額面を当社所定の方法で確認し、これによって判明した未使用のエディに相当する金額を当社所定の方法で利用者に返還するものとします。

第 12 条（エディの換金）

1. エディの換金は、前条 2 項、本条及び第 16 条に定める場合又は当社が特に認める場合を除き、行なえないものとします。
2. 当社の都合によりエディの利用を全面的に停止する場合には、利用者は当社に対してエディの換金を申し出ることができるものとします。この場合、当社は、当社所定の場所において当社所定の方法により、利用者の Edy カードに蓄積された未使用のエディの額面を確認し、換金を行うものとします。なお、換金を実施した Edy カードは、以後利用することはできません。
3. エディの換金を行う場合、利用者は当社所定の手数料を支払うものとします。

第 13 条（情報の収集）

1. 当社における Edy カード利用者の個人情報の収集は、エディの取引においてより良いサービスを提供するための諸業務及び法令や規制の遵守に必要な範囲に限られ、適正な方法により収集・利用及び登録を行うものとします。
2. 収集した個人情報は当社における商品案内・情報提供等のみに利用するものとします。
3. 利用者の個人情報は、利用者の意に反する個人情報の取扱防止とプライバシー保護に十分配慮するものとし、機密性の維持に努めるべく厳重に個人情報の管理をするものとします。
4. 利用者は、自己の個人情報の取扱に関し、本条項に定める内容に同意するものとします。

第 14 条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がエディを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第 15 条（契約違反等）

当社は、利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、本約款にもとづく利用者のエディに関する一切の利用資格を直ちに取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し Edy カードの利用の中止を求めることが

できるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

①本約款に違反したとき。

②当社が利用者のエディ利用状況等から、エディの利用者として不適格と判断したとき。

第 16 条（Edy サービスの終了）

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等により、Edy カード及びエディの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当社は利用者に対して、当社所定の方法で事前に通知するものとします。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のエディについて第 12 条による換金手続きを行うものとします。

第 17 条（制限責任）

Edy カードを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は又は損害については、当社の責に帰すべき事由にもとづく場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。なお、逸失利益、機会損失については、いかなる場合にも当社は責を負わないものとします。

第 18 条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款にもとづく取引に関して万一当社との間に紛争が生じた場合、利用者の住所地、当社の本店又は営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 19 条（業務委託会社）

当社は、本規約にもとづくエディ発行等に関するシステムの管理運営業務の全部又は一部を受託する会社としてビットワレットを指定できるものとします。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

Edy カード、エディ又は本約款に関するお問い合わせは、下記記載の楽天 KC(株)までご連絡ください。

楽天 KC 株式会社 コンタクトセンター
福岡市博多区博多駅前 3-23-20
TEL 092-474-8885